

平成 22 年 9 月 13 日

**「厚生労働省関係構造改革特別区域法第 2 条第 3 項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案（保育所における看護師配置補助要件の緩和）」に関する
意見募集への意見**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸
全国保育士会
会長 御園 愛子

全国 2 万 1 千の認可保育所が加入する全国保育協議会と、全国 18 万 5 千人の保育士を会員とする全国保育士会は、このたび示された「厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令案（保育所における看護師配置補助要件の緩和）」の意見募集について、下記のように意見を表明する。

1. 保育士は子どもの保育に従事する専門職であり、看護師は全園児の健康状態を把握し保健および看護活動をする専門職である。よって、看護師または保健師は、保育士の業務を代替できるものではない。
2. 保育所保育指針で規定されている「特定の大人との愛着形成を経て、一人ひとりの子どもの育ちを保障する」ためには、保育士の専門知識および技術が重要である。専門性の異なる看護師に、保育士の代わりをさせることは保育の質の維持の視点からも認めることはできない。
3. 保育所の看護師は、利用する子ども全体の健康管理等に関わることを役割としている。したがって看護師を保育士の代替とすることは、保育所全体の保育および保健の質を下げることになり、反対である。
4. 今回の要件緩和の根底には、看護師配置への補助金が不足していることがある。保育所に在所している子どもの健康を保障するためにも、本来的には看護師の配置が必要であり、看護師の配置を可能とする運営費を確保することを強く要望する。

< 本件に関する問合せ先 >

全国保育協議会事務局（担当：今井）

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部内

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3 - 3 - 2 新霞が関ビル内